

「岩手県山火事防止協働パートナー」登録実施要領

第1 目的

岩手県山火事防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）が展開する「山火事防止県民運動」について、山火事防止の趣旨に賛同し、自主的な普及啓発活動の取組を進める企業・団体等を「岩手県山火事防止協働パートナー」として登録するもの。

第2 登録要件

(1) 対象者

ア 岩手県内に店舗、事業所等を有する企業（岩手県外に本社を置く企業を含みます。）、個人事業主、法人その他の団体（NPO 法人、学校、任意団体等を含みます。）を対象とします。ただし、国及び地方公共団体を除きます（以下「企業・団体等」といいます。）。イ 代表者又は役員が、暴力団員でなく、かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない企業・団体等とします。

(2) 活動内容

ア 山火事防止に向け、企業・団体等が自主的に取り組む県民を対象とした普及啓発活動です。（別紙「募集する活動例」を参照してください。）イ 活動に要する経費は企業・団体等の負担とします。

(3) 活動期間

毎年1月から5月末日（これ以外の期間の活動を妨げるものではありません。）

第3 申請

登録を受けようとする企業・団体等（以下「申請者」といいます。）は、岩手県山火事防止協働パートナー登録申請書（様式第1号）を岩手県山火事防止対策推進協議会会長（以下「会長」といいます。）に提出してください。

第4 登録

会長は、申請内容が登録の要件を満たすと認められる場合は、当該申請者を岩手県山火事防止協働パートナー（以下「協働パートナー」といいます。）として登録します。

また、協働パートナーに対し、岩手県山火事防止協働パートナー登録書（様式第2号）（以下「登録書」といいます。）により通知するとともに、県ホームページで公開します。

第5 スケジュール

毎年度の申請及び登録等に関するスケジュールは、会長が別に定めます。

第6 県による支援等

- (1) 協働パートナーによる取組実績を県ホームページ等において、県民に周知します。
- (2) 協働パートナーが普及啓発活動に取り組むために必要な情報提供や助言等を行います。

第7 登録の辞退

協働パートナーが、登録を辞退する場合は、山火事防止協働パートナー登録辞退届出書（様式第3号）に登録書を添付の上、会長に届け出てください。

第8 登録の取消し

- (1) 会長は、協働パートナーが法令等に違反したとき、その他協働パートナーとして適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消す場合があります。
- (2) 協働パートナーが登録の取消を受けた場合は、速やかに登録書を会長に返納してください。

【お問合せ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県農林水産部森林整備課 岩手県山火事防止対策推進協議会事務局

TEL : 019-629-5786